

特別地域（特別保護地区）内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
 （法人にあつては、名称、）
 （住所及び代表者の氏名）

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施	掘採（採取）方法	
	掘採（採取）量	
行	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更する面積	
方	掘採（採取）後の土地の形状	
	関連行為の概要	
法	掘採（採取）跡地の取扱	
	着手	年 月 日
予定日	完了	年 月 日
	備考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深(干満)、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「掘採(採取)方法」欄には、露天掘、坑道掘(横坑、たて坑、斜坑)等の別を記入すること。
- (5) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン、グラム)により掘採(採取)量を記入すること。
- (6) 「掘採(採取)後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採(採取)後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「掘採(採取)跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - オ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (10) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格(JIS) A 4 とすること。
- (11) 提出部数は、原則として申請の行為地が大津市内の場合は 2 部、大津市外の場合には 3 部用意すること。別途部数について指示のある場合には、その指示に従うこと。